

「所得税」の還付申告相談会を行います

年 金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、ぜひご利用ください。なお、確定申告期間中（2月18日～3月15日）は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は還付申告相談会へお越しください。

所得税の還付申告相談会

日程	場所	時間
1月31日（木）	函南町役場 2階大会議室	9:30～11:30
2月1日（金）		13:00～16:00

確定申告期間中は、会場の混雑が予想されます。還付申告はこの相談会で申告受け付けができます。ぜひご利用ください。

住宅借入金等特別控除説明会

日程	対象	場所	時間
2月13日（水）	伊豆市民	三島商工会議所 1階TMOホール	9:00～11:00 13:30～15:30
2月14日（木）	函南町民 三島市民		
2月15日（金）	三島市民		

三島税務署による住宅借入金等特別控除の説明会を開催します。原則、対象市町の日程にご参加ください。会場の受け付けは、混雑状況により、早めに締め切ることがあります。駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

対象

- 給与所得者で住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除、雑損控除などを受ける人
- 給与所得者で年の途中で退職した人（年末調整が済んでいない人）
- 年金と給与収入、または源泉徴収税額のある年金収入のみの人など

申告に必要なもの

- 全員必要なもの
 - ①平成30年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票（配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得金額がわかるもの）
 - ②還付用の金融機関口座（本人名義）がわかるもの
 - ③印鑑
 - ④筆記用具・計算機
 - ⑤マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード・通知カードなど）
 - ⑥本人確認書類（運転免許証など）
- 医療費控除・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人
 - ①平成30年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票（配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得金額がわかるもの）
 - ②取得価額がわかる書類（売買契約書のコピーなど）
 - ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - ④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類（敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど）
 - ⑤補助金などを受けている場合は、その金額がわかるもの
- 社会保険料控除を受ける人
 - 国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの（国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書）
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人
 - 保険会社などが発行する控除証明書
- 障害者控除を受ける人
 - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など（本人・扶養家族分）
- 住宅借入金等特別控除を受ける人
 - ①家屋の登記事項証明書
 - ②取得価額がわかる書類（売買契約書のコピーなど）
 - ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - ④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類（敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど）
 - ⑤補助金などを受けている場合は、その金額がわかるもの

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し・医療費控除・セルフメディケーション税制について

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

税制改正により、平成30年分以後の所得税および住民税について、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われました。

- ①配偶者控除の控除額が改正されました。また、納税者本人のその年における合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。
- ②配偶者特別控除の控除額が改正されました。また、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下になりました。

医療費控除について

医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、医療費の明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです）。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。※平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付、または提示によることもできます。

申告に必要な書類など

- ・「医療費控除の明細書」（添付）
- ・医療費通知（原本）
- ・「医療費通知に関する事項」に記入したもの（添付）
- ・おむつ使用証明書など各種証明書（添付または提示）

セルフメディケーション税制について

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品など購入費（スイッチOTC医薬品）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

ただし、特定一般用医薬品など購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

申告に必要な書類など

- ・「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）
- ・適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

注意事項

医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は同時に受けることができません。

問合せ先

ご不明な点は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認いただくか、三島税務署（987-6711）へお問い合わせください。

